

「山口県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」（素案）に対する
パブリック・コメントの実施結果

- 1 意見募集期間 令和3年12月21日（火）から令和4年1月20日（木）まで
- 2 意見の件数 1名 36件
- 3 意見の内容と意見に対する県の考え方

【内容に関するもの】（12件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	P1に「計画の期間」の記述があります（「後期（2022（令和4）年4月～2027（令和9）年3月）」「本計画は、後期の5箇年の施策内容等について記載）」が、P2の「（参考）関連する他の主な計画と計画期間」記載の関連計画の内3件は2022年度までとなっております。 2022年度末に一旦見直しを実施すべきと感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	萩市・見島の地図となっておりますが、もっと見島全体の詳細地図複数（自然環境、集落範囲、人口分布、施設位置 等）を掲載した方が良いのでは、と感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
3	人口に関するデータの殆どが「総務省「国勢調査」」によるものとなっておりますが、5年に1回、結果公表まで時間のかかる当該調査とは別に県独自でデータを取りまとめるべきと感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
4	人口に関するデータの殆どが「総務省「国勢調査」」によるものとなっておりますが、その結果直近の調査（2020年実施と記憶しております）の結果が当該計画（素案）に反映されておられません。 直近国勢調査の結果公表時点で一旦計画の見直しを検討すべきと感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、令和2年国勢調査の結果が公表されたことから、人口、年齢等を本計画に反映しております。
5	「見島の産業構造は、農水産業を中心とする一次産業が主体です。」との事ですが、まず産業分野別就労者・出荷額の推移（個別の就労者数推移グラフあるものの産業別に比較したい）なり現時点での産業別比率などの図示が必要と考えます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
6	素人考えと思いますものの、「なぜ（遠方）徳山青果市場（周南市）」への出荷なのか、と感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
7	素人考えと思いますものの、「『見島水産物』としてのブランド化」は出来ないものか、と感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。

8	「見島観光」だけではなく「山口県島観光」「山口県船観光」「中国地方島観光」「中国地方船観光」という中で見島の広報を強めていくべきでは、と感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
9	「見島を県民（国民）生活地位として維持していく」為に「住民・来島者・見島関係者を増やしていく」施策、と認識しております。 観光面は「感染症のその後」を見据えての施策が必要と思いますが、「感染症」により広まった、従来の定住政策（まず就労/生活費確保が必要）とは異なる「何処でも仕事ができる」状況を活用すべき気がします。 （生涯在住は無理でも、数年間個人/二人家族で見島生活、といった選択をしやすくする対応 等）	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
10	「離島環境を生かした研究機関誘致」は出来ないのでしょうか。 ・海上長距離無人機/ドローン飛行試験 ・海中長時間/長距離無人機/ドローン運転試験 等々	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
11	「離島環境」を生かした話題づくりは出来ないのでしょうか。 ありがちなのは「(冗談で) 独立してみる」等々。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
12	県民への「見島」広告広報不足を感じるのは県東部住民だからでしょうか。 まだまだ県内観光/来島者需要開発余地はあると感じます。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】（17件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	パブリック・コメント（県民意見の募集）は、いずれも募集期間締切 1/20 で募集実施となっている。 一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っている。 もし、文書閲覧可能施設が一か所であれ臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考える。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
2	当該案件、本文 30 ページ弱の資料ですが、本来であれば記載法令、関係県施策等々の内容も確認の上意見すべきと考えます。 その様な案件、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施（1/3 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期	

	<p>間設定は期間不足と考えます。</p> <p>又、本文各所に記述不足があると感じます（一部前述）。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p> <p>「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。）</p>	
3	<p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
4	<p>前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
5	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
6	<p>同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
7	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
8	<p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」につ</p>	

	いて何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
9	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
10	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
11	前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り 1 ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
12	<p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1 ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	
13	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月28日の中国新聞、1月3日の山口新聞「山口県からのお知らせ」)により広報に努めました。</p> <p>なお、意見提出者は1名、意見は36件寄せられています。</p>
14	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(新聞にはパブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個</p>	

	別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)	
15	意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」と言った記述もありませんでした。 上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。	
16	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。 〔意見募集の結果(人数・件数)の明示〕ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を御明示願います。)	
17	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。 県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。

【標記の方法等に関するもの】(7件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	本文中、専門用語、行政用語が散見されます。 「用語解説/語句説明」付記願います。	必要に応じて、用語解説/語句説明を、本文中の頁下に記載しております。 いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
2	パブリック・コメント/県民意見募集の案件には「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様宜しく御願致します。	
3	当方、前述『パブリック・コメント/県民意見募集の案件への「用語解説/語句説明」掲載』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/ 県民意見募集に出し続けております。 今回当計画(案)に「用語解説/語句説明」がない理由を明示願います。	
4	本文内年代記述が、一部西暦元号併記、多くが元号のみとなっており、時系列等分かりにくくなっております。 年代記述を全て西暦元号併記又は西暦のみ	本文については西暦元号併記を、図・表については元号表記と、必要に応じて記述しております。 いただいた御意見は、今後のパブリック・

	の記載とされます様宜しくお願い致します。	コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
5	パブリック・コメント/県民意見募集の案については、年代記述は全て西暦元号併記又は西暦のみの記載とする様県行政対応を御願致します。	
6	<p>当方、前述『パブリック・コメント/県民意見募集の案件は年代記述は全て西暦元号併記又は西暦のみの記載とする』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/県民意見募集に出し続けております。</p> <p>今回当計画（案）にて本文内年代記述が、元号のみ・西暦元号併記が混在している理由を明示願います。</p>	いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
7	パブリック・コメント/県民意見募集の案については、図・写真・表表記に通し番号を付ける事を必須とする様県行政対応を御願致します。	